

時にベンガル分割問題（一九〇五年）があつた。これは當時の印度總督カーラー卿の智謀を傾けた政策であつて、豊沃な地ベンガル州の永久的ザミングリ制度を廢止して地租の增收を圖ることと、ヒンズー教徒と回教徒とを分離する所謂「<sup>ディヴァイド・アンド・ルール</sup>分離政策」の一石二鳥をねらつたものであつた。即ち、彼の計劃によれば、ベンガル州は一分されて、東ベンガルはアッサムと一州をなし、西ベンガルをビホール及びオリッサと共に一州として統治することに決定したのである。

ベンガル分割反対の聲は、いまやベンガル州のみではなく全印度にきかれるやうになつた。誰からみても、ヒンズー教徒と回教徒を分離してお互の力を相殺させようとする政府の肚は見えすぎてゐた。この機會を捉へてチラックは颶爽と登場したのである。彼はシヴァージの反英精神を語り、「婆伽梵歌」の正義のために断固として劍をもつて立て、といふクリシュナの説を引用して、たけり立つ大衆の指導者となつた。英貨排斥が行はれ、英國製品不買が叫ばれた。

一九〇六年のカルカッタに於ける第二十二回國民會議にあたつて、チラックは從來のやうにたゞ徒らに哀願することだけでは、印度人の要求してゐる政治は到底實現され得ない——といふ見透しの上で、英國政府に對する警鐘として、英國製品のボイコットを提案しようとした。だが、國民會議派には一方に大多數の穩和派が存在することを忘れてはならない。ゴケール一味の穩和派はチラ

ックの提案を知つて、彼に議長の椅子をゆだねることをひそかに危惧した。

「國民會議派の活動は、政府に請願したり、阿諛したり、時に抗議したりすることにあるけれども、これでは何の役にも立たない。日本の革新の實例（日露戰爭のこと）を見よ。日本の名譽ある手本に倣へ」

と主張するチラックであつたので、彼を牽制するために、穩和派は國民會議派の父として知られてゐた好々爺のナオロジを議長に選んだ。だが、皮肉なことに、この好々爺の議長が、今まで曾てない強硬な決議を通過させ、國民會議派の性格を一變させてしまつたのである。

——それが、スワラジ（自治）とスワデシ（國產品愛用）の宣言であつた。

もはや個人の力でどうすることもできない大きな潜勢力が大衆の中に漲つてゐた。老練な議長はそのことを知つて、敢て急進派を制壓しようとはしなかつた。

かくて、ベンガル分割法を契機とする反英運動は、一九〇五年から三年間、農村では百姓一揆となり、都市では鐵道従業員や紡績工による罷業となつて展開した。全印度は騒擾の坩堝となつた。これを第二革命と呼ぶのである。この運動は、一九〇八年、治安法によつてチラック一派の總檢舉によつて終息した。運動は地下へもぐり、表面は穩和派の天下となつた。

## 第一次世界大戦

第二革命を急造の法安法による一齊捕縛で辛うじて切りぬけた英國政府としては、何とか彼等を懷柔し、昂りつゝある民族精神を弛緩させる緩和剤を投薬する必要を痛感した。そしてカーラン卿に代つた印度總督ミント（一九〇五年）は英本國にある印度事務大臣モーレーと合作の改革試案を公表した。モーレー・ミント改革といふのがこれであつた。

この二人の合作は、モーレーがすべてこれ主義と理論の人であり、ミントがすべてこれ経験と理解とを主張するやうに、そこには奇妙な混淆があつた。その内容は、一言にして語れば、あらゆる意味で妥協案であつた。即ち、中央立法議會の定員十六名を一躍六十名に、また州議會はバンジャープとビルマを除いて、定員三十名を五十名に増員して印度人登用の擬態を示し、同時に回教徒聯盟の要求を容れて選舉に宗教別比例制を認める等がこれであつた。しかも、宗教別比例制こそまたもや傳家の寶刀とも言ふべき、ヒンズー教回教の「分離政策」の陰劍な表現であつた。

アガ・カンを盟主とする全印回教徒聯盟（一九〇六年創立）がこれに迎合したのは言ふまでもない。のみならず、國民會議派中穏和派も漸進的政權獲得の旗印の下に、この改革案をもつて一應満

足の意を示し、かくてカルカッタからデリーへの遷都（一九一一年）なども行はれて、一般には平穡な時代が、ほんの暫くの間印度を訪れて、印度人の假睡を誘つたのであつた。

印度總督にはミントの後を襲つてハーチングが一九一〇年に赴任してゐた。そして、一九一四年の春から、歐洲をめぐる世界情勢は、牽張しすぎた針金のやうに、いつ断れるか豫測を許さなかつた。

果然、一九一四年七月、歐洲大戦が勃發した。それは、やがて世界大戦へと發展していく。印度の動きは重大であつた。

大きな陰謀が企てられた。それは在米印度人の組織「ガードル黨」（叛亂といふ意）が印度内の同志と提携して、ラホールを中心に活潑な活動を開始しようとした、所謂「ラホール事件」であつた。米國に亡命してゐた印度人志士にとつて、世界大戦は屈強な獨立への機會であつた。彼等は日本汽船土佐丸で歸印し、ベンジャープ地方を本據として叛亂をたくらみ、武器を用意し、資金獲得のため政府金庫を襲撃するなど、全般の準備なつて一九一五年二月二十一日を期して全印度烽起すべき筈であつたが、事前に密告者あつて、一味の大量檢挙が行はれ、こゝに第二の叛亂はまだその萌芽のうちにつみとられてしまつた。

もう一つ英國政府の心臓を塞がらしめることがあつた。それは回教徒の動向であつた。回教の宗主國土耳古が獨逸側に參戰したことによつて、印度回教徒兵が、回教王に彈丸を發射することをこばんだからであつた。英國政府は土耳古と戰ふとも回教の聖地は攻撃をしないといふ苦しい聲明をして、この難局をきりぬけた。

これらを除けば、全印度が戰争の渦中にまきこまれたと言つてよかつた。最初に動いたのは英國支配の寄生蟲であり、第五部隊であると言はれる藩王たちであつた。彼等は進んで英國に忠誠を盡すことを表明するために、その麾下の軍隊を遠く歐洲へ送つた。そして、次々に印度兵が大舉して送られた。メソボタミヤで、波斯で、バレスチナで、東アフリカでさへ、印度兵はよく戰つた。

そして印度が兵站基地として果した役割も大きかつた。あらゆる工業が軍需品に振り向けられ、戰時物品獻納が強行され、印度の資源はどん底まで使ひ盡されたかに見えた。が、英國はもつと多くの黒い兵隊と軍費とを必要とした。そこで、一九一七年八月二十日の印度事務大臣エドウイン・モンターギュの歴史的な宣言となつた。

「英國政府の對印方針は、あらゆる施政部門の印度人の協力の増加と、英帝國の重要な一部としての印度に、責任政府の進歩的實現を目的とする自治制度の漸進的發展との政策である。……」

責任政府、自治制度——政府當局者から、曾てきいたことのない言葉が發せられたのである。全印度はこの發言に飛びついた。

ある者は獻金した。或ひは公債を買つた。若い丈夫な男子はすべて歐洲の戰線に立ち、白人種の前線に配置されてその彈丸よけとなつて死んだ。剽悍なパンジャブ兵が、ねばり強いシーカ教徒が、印度の自治が得られるならばと笑つて死んで行つた。一億磅の軍事公債と、八十萬人の印度兵と、四十萬人の非戰鬪員とを送つた世界大戰は、一九一八年十一月十一日、休戦ラツバによつて終つた。

### ローラツト法案

印度事務大臣モンターギュは印度に到着してチャルムスフォード總督（一九一六年——一九二一年）と共に、つぶさに印度の政情を視察した。そして世界大戰の歸趨ようやく明かとなつた一九一八年八月、モンターギュ・チャルムスフォード報告と呼ばれる報告書（後に一九一九年來のモンターギュ・チャルムスフォード改革案の骨子となるもの）を發表した。これこそ、「大戰後、印度は待ち設けてゐた。憤懣をのみ、攻勢的姿勢をして、さほど希望に燃えてゐたとは言へなかつたけれど、なほ且つ期待をもつて待ち設けてゐた（ジャワハルラル・ネール）」ものであつたらうか。

所謂モン・フォード報告の主な點をあげるならば、州中心の政治を明かに兩頭政治制度として、印度人を多く行政、立法機關に採用しながらも、州に於ける責任の歸趨が、一は留保事項（司法、警察、土地、水利、山林等）として知事（英人）に屬し、他は委譲事項（教育、保健衛生、農業）として印度人大臣の責任と定められあつた。即ち、表面はいかにも自然的な風貌を裝ひながら、知事のもつ留保事項にのみ重大なものが含まれて居り、印度人の手には殆んど第一義的な政治面のみしか與へられなかつた。さらに、上下二院制を施き、議員數を増加し、間接選舉を廢して直接選舉制を導入したが、依然として宗教共同體別によつて行はれることは、徒らに各宗派の對立を激化させるものでしかなかつた。

戰後に許さるべき「自治」とはかういふ形のものであつた。印度は謾香をかがされたにすぎなかつた。依然として印度總督は印度副王と印度行政長官を一人にして兼ねた絶大な權力をもつて全印度に號令してゐた。

加ふるに政府は、人心の不穏を察して、一九一九年二月六日、英人軍隊および警察官吏は何等の理由もなく、また何等の調査もなく、如何なるものでも捕縛することができるといふ「暗黒法案」ローラット法を施行した！ そして印度は獨立運動の舞臺となつた。

## 第十八章 獨立運動と大東亞戦争下の印度

（千九百十九年以後）

### マハトマ・ガンジー

「キリストといへども、その存命中には、ガンジーほどの大いなる聲望を全世界に輝かせてはゐなかつたらう」

といふ米人作家の羨望と稱讃の言葉は、一言にしてよくガンジーの眞骨頂を物語つてゐる。モハンダール・カラムシャンド・ガンジーは一八六九年、ボンペイ州アーマダベードの商人の子として生れ、敬虔なる耆那教徒である兩親の薰陶をうけ、十八歳にして渡英し英國の大學生教育を受け、二十二歳歸印して辯護士を開業した。間もなく彼は南アフリカへ赴き社會運動家として知られるに至つた。彼は一九一四年歸印して、サチアグリハ（眞理把握）運動を起し、漸く印度人の中に人望を集めて來た。

本法はまるローラット法案が施行されようとしたのは、丁度この頃のことであつた。そして、

後年マハトマ（聖者）と愛稱と敬意をもつて呼ばれるガンジーが蹶起したのも、悪虐限りないローラット法に對してであつた。國民會議派は直ちに彼を議長に推した。そして、日頃穏和なガンジーが、謂はゞ急進派とも見られる熱意をかたむけてことに當るのをみて、一同も感動をもつて立ち上つた。

ガンジーはこの「暗黒法案」の施行される最初の日曜日をもつて、國民的哀愁の日とし、この日は全印度人は一切の業務を休み（ハルタル）、一日間の断食を行つて反ローラット大會を開くことを要請された。そして到る所で、反英の嵐が捲き起つた。ベンジャラブで、ラホールで、デリーで興奮した群衆と警官との小競りが行はれ、そしてアムリツァルでは無事の大衆の大虐殺があつた。

アムリツアルのジャリアン・ハラ・ペーイには、丁度それがお祭の日であつたので、美しく着飾つた多くの婦人達が子供をつれて政府の不法を彈劾する演説をきいてゐた。あらゆる階級の二萬人の大聴衆が、高い屏で囲まれた公園の廣場で、登壇する熱血漢の雄辯を傾聽してゐた。その時、たつた一つしかない公園の入口へ機關銃をもつた兵隊を連れてダイヤ將軍が現はれた。彼は解散を命ずることもなしに三十秒後には機關銃の齊射を命じ、十分間といふもの英兵の機銃はうなり續けて、女、子供を將棋倒しに倒した。やがて弾丸の盡きた時に、その齊射は自然に了つた。二千人以上の

無辜の民が殺され、傷いた。しかも、負傷者には長いこと手當も施されず、助かるべき命を失つたものも多かつた。

ダイヤ將軍は、自分の行為は英國の威信を保つ上に必要であると考へた、と公言し、まだ充分の刑罰を與へ終らぬ内に弾丸がつきたのは遺憾であつた、——と述べたと言はれてゐる。しかもイギリス議會は、將軍の「勇敢にして賢明なる行為」を絶賛し、この殺人鬼は刑罰をうけるどころか、死ぬまで印度政府の恩給を受領してゐたのである。

これが假面をぬいた英國の正體なのだ！

アムリツアルの大虐殺はガンジーをして、ます／＼非暴力による非協同運動に驅り立てた。一九二〇年九月、カルカッタに於ける特別國民會議によつて、歴史的なガンジーの非協力主義が可決された。それは次のやうに九つの項目から成つてゐる。

- 一、英政府より授與されたあらゆる稱號、勳章その他の佩用物の返還
- 二、あらゆる政府及び半官機關のボイコット
- 三、英國教育施設を拒否し印度人の教育機關を開設すること
- 四、法律家も訴訟關係人も法廷をボイコットする

五、軍事關係の政府機關のボイコット

六、印度製の布を義務的に使用し、英國製品をボイコットする

七、手で紡ぎ、手で織ることを奨励する

八、政府の要求する税金や貸借料を支拂はぬこと

九、政府の命令や法律に従ふことを拒否すること

この計畫を徐々に遂行して行くために、ガンジーは、チラック自治資金といふ名のもとに一千萬ルピーの資金を三ヶ月以内に集めることを求めた。

あらゆる方面から資金が流れこんで來た。それは全く奔流のやうな紙幣や銅貨の流れであつた。民衆大會では、褴褛姿の乞食でさへもがその日一日中の稼ぎである僅かばかりの銅錢をおづくと差し出すのがいつでも見られた。ある時は、それは米や玉蜀黍であつた。それがその日の袖乞ひの全收入であつたからだ。

チラック資金はその期限に達せぬうちに全額が集められた。そして、今度の運動には回教徒も協力した。アリ兄弟を始めとして多くの同志が投獄されたが、回教徒は宗主國土耳其のカリフ問題を英國と係争中であつたので、ますます國民會議派に接近して行く一方であつた。

一九二一年七月三十一日、ガンジーはポンペイ市に集められた龐大な英國製綿布の山に點火して、その一切を焼却した。英貨排斥と英國製品ボイコットが開始されたのである。この運動が進展するにつれて、政府の斷壓も強化されて行つた。多くの領袖が次々と捕縛され、しかも彼等は欣んで投獄された。法廷をボイコットした彼等は英法官の言ひなりに服罪する、これが非暴力の反抗であつた。しかも彼等は獄内の一切の義務を拒否するのである。

だが、一九二二年二月四日チャウリ・チャラで民衆が官憲を殺傷したことによつて、ガンジーは己れの信念に反するものとして、平和的不服從運動の中止を命じた。これは折角もり上つた獨立運動を精神的に頓挫させた。人々が意氣沮喪し、ガンジーの人気が落ちたときに、英國政府は最後の手をうつた。即ち、一九二二年三月十日午後十時半、アシュラムの自邸からガンジーは獄舎へと引致されたのであつた。

彼の鬭争

獨立運動とガンジーとは、もはや切り離せるものではない。ガンジーと印度大衆とも断ち難い絆がある。そして、彼の鬭争の方法や経過を、われわれは彼の公判廷に於ける陳述によつて知らうと

思ふ。以下、彼の陳述を引用する。

「私はこの告發を緩和せられてゐる英吉利の國民及び印度の民衆に對して、何故自分が忠實なる臣民、協力者より轉じて、徹底的な反逆者、非協力者となつたかを供述せねばならぬと思ふ。當法廷に對しても、私は何故に自分が印度の法律によつて設置されてゐる政府に對して不満を増進するといふ罪狀に服罪するかを、申し述べねばならない。」

私の生涯は、一八九三年、荒れ模様の南アフリカではじまつた。かの國で私が最初に接觸した英國官憲との經緯は面白からぬものであつた。私は人間として、一個の印度人として何等の權利をも持つてゐないことを發見した。否、むしろより正確にいふなら、私が印度人であるが故に、人間としての權利を持つてゐないのを發見したのだ。

しかし私は、たゞらがなかつた。かういふ印度人の待遇は根幹的に本質的に善良な組織の上に生じた贅肉であると考へ、斷じてその破壊などを願ふことなく、不完全と考へる個所を批判しつゝ、衷心から政府に協力を提供した。従つて、一八九九年、ボーアの挑戦によつて帝國の存在が脅かされた際は、私は奉仕を申し出で義勇救護班を組織し、レディスミス救援のために行はれた數度の戰ひに參加した。一九〇六年ズールーの叛亂の時にも、擔架隊を組織し、「叛亂」が終るまで奉仕した。

兩度とも、私は勳章を授與され、公報にまでその名を掲げられた。アフリカにおける活動によつて、私はハーチング卿より功カイゼル・ヒンデル勞カイゼル・ヒンデル章を授けられた。一九一四年、英獨間に戰端が開かれた時も、ロンドン在住のインド人學生を以て義勇兵救護班を組織した。その活躍の功績は當局より嘉賞された。最後に、一九一八年、デリーにおける戰爭對策會議で、チエルムスフオード卿が新兵徵募に対する特別要求をなした際は、私は己が健康をも犠牲にしてクヘダで募兵に盡瘁した。折柄、戰争が終焉を告げて、もはや新兵の必要なしといふ命令が達せられた。かく私が力を盡して奉仕をなした所以のものは、かゝる奉仕によつて我が國の人々のために英帝國における絶對平等の地位が獲得出来るであらうといふ信念に、絶えず動かされてゐたが故に外ならなかつた。

が、ローラット法、即ち人民のあらゆる眞の自由を剝奪せんと企畫された法律が現れるに及んで、私は初めて愕然とした。そして此れに對する猛烈なる排撃運動を指揮せねばならぬ責任を感じた。と、パンジャブの戰慄事件が勃發し、ジャリアンハラ・バーグの大虐殺を序曲として、罰鍰命令、公衆の面前における毆打、笞刑等、筆紙につくし難い侮辱事件へと發展していく。私はまた、印度の回教徒に向つてなされた、トルコ及び回教の聖地の安全保證に關する首相の誓約も、恐らく實行されないであらうことを見破した。だが私は、種々な豫感や、一九一九年のアムリツァル國民

會議における友人達の懲厳な警告をも敢て無視して、首相が回教徒に對する約束を履行しパンジャブ事件の創痕が癒されて、その改革がたとへ不適切、不満足なものであらうとも、それが印度の生命に希望の新紀元を劃するであらうことを祈りつゝ、モンターギュ・チエルムスフォード改革案の實施と、政府との協力のために盡瘁したものであつた。

だが、すべての希望は消え去せた。キラファット誓約は履行されず、パンジャブ事件は有耶無耶に葬られ、多くの加害者達は何等の處罰も受けなかつたばかりか、依然としてその官職にとゞまり、或る者は印度の財源から年金をとり續け、中にはそのために褒賞を與へられるものもあるといふ有様であつた。私はこの改革なるものが、斷じて心的變化を示すものではなく、たゞ單にインドの富を搾り取り、更にその隸屬的狀態を永びかせやうとする一の手段にすぎないことをも知るに至つた。

私は遂に、心ならずも、英國人との關聯は、政治的にも經濟的にも印度を以前よりも更に如何ともしがたい困憊状態に陥れたものであるといふ結論に達せざるを得なかつた。武裝を奪ひ去られた印度は、たとへ侵略者に對して武力的鬭争に出でようと欲しても、抗争すべき何等の勢力をも持たない。印度がその支配權を獲得するためには幾時代もかかるだらうと、識者の中には考へてゐる者も

ある位である。印度は饑饉に抵抗する力さへない。英人の渡來以前までは、印度の幾百萬の農家はそのうちで紡いだり織つたりして、その乏しい農産資源の増大を計り、それによつて必須な補足を行つてゐた。この農家における產業は、印度の存在に必要缺くべからざるものであつたが、これは英人の目撃者たちが述べてゐる如く、飽くことを知らぬ残忍な非人道的な方策によつて、荒廢に歸せしめられた。都會生活者には、餓死に瀕する印度民衆が徐々に死の底へ沈んでゆきつゝあるのは殆んど知られてゐない。哀れな民衆が僅かに得るものは、外國の掠奪者たちのために奉仕して得る手數料であるが、その手數料は民衆から搾取し去られてゐる。英領印度の法律を以て設定された政府は、實に、この民衆の掠奪を目的として運用されてゐるのである。いかなる詭辯も、數字的欺瞞も、多くの村々にさらけ出された骸骨の示す證左を説明し去ることは出來ない。印度の都會に住む人々並びに英國は、若し天に神がましますならば、この人類に對する史上恐らくその比を見ざる罪悪に對して、その責を負はねばならないと私は信ずる。この國の法律そのものが外國の掠奪者たちの利益のために運用されてゐるのだ。ベンジャップにおける軍法會議の適用を受けた諸事件を嚴正にして公平無私の立場から調査した私は、その有罪判決の少くとも九五パーセントは無罪であるべきだと信じるに至つた。印度における政治犯事件に關する自分の経験によれば、有罪判決を受けた人

々の九割までは全く無罪であるといふ結論に達せざるを得ない。彼等の罪とは、實に彼等の祖國に對する愛の中に存するのだ。印度の法廷にあつては、印度人對歐羅巴人の訴訟事件の場合、百中十九までは印度人の正當な主張が容れられない。これは誇張ではなく、かうした事件に何等かの關係のあつた殆んどすべての印度人の經驗である。かくの如くに、法律は意識的にか無意識的にか、掠奪者の利益のために、賣淫的な運用に供せられてゐるのである。

國家の行政に從ふ英國人及び印度人達が、自分達が右のやうな罪悪を働きつゝあるといふことを知らないのは最大の不幸である。全く以て、英國人及び印度官吏は、彼等が世界最良の行政法を布き、印度が徐々にではあるが堅實に進展しつゝあるのだと、正直に信じてゐるのだ。彼等は、一方にはテロリズムと組織的な武力の展開を見せ、他方では自己防衛の復讐力をすつかり奪ひ去つておくといふ微妙にして效果的な政策が、民衆を去勢すると共に、彼等の内部に模倣の習性をたゞきこんだことを知らないのだ。この怖るべき習性は官吏達の無智と自己欺瞞を増大した。（中略）

事實、私は、非協同運動を以て、印度並びに英國が送りつゝある不自然な生活状態より脱出すべき道を示したことによつて、兩國に對して貢献するところがあつたと信じである。卑見をもつて言へば、邪惡と協力しないことは、善と協力すると同じく、一つの義務である。が、過去においては、

非協同主義は邪惡を行ふ者に對する計畫的な暴力行為として表現された。暴力的非協同運動は單に邪惡を増大するにすぎず、邪惡は暴力によつてのみ維持されるものであつてみれば、邪惡の要素を驅逐せんためには、徹底的に暴力を避けなければならぬ、といふことを私は極力わが民衆に示さうと努力してゐる。非暴力主義は邪惡と協力しないがために課される刑罰に、進んで服従することを意味する。故に私は、法律上から言へば計畫的な罪科であり、自分の眼より見れば市民の最高の義務と考へられる行爲に對して、こゝに課せらるべき最高の刑罰に欣然として服罪致したい。いま裁判長の前に開けてゐる道は唯二つである。即ち、その行使を要求されてゐるところの法律を邪惡と感じ、事實私を無罪無垢の者と認めて、裁判長の職を辭して邪惡との關係を斷つか、或はまたその運用を助けつゝある法律及び組織がこの國の民衆に對して善であり、從つて私の行動が公共の福祉に有害なものと信じて、最も懲嚴なる刑罰を私に課するか、この二つである」

かくてガンジーは騒擾煽動の罪名で禁錮六年の刑に處せられた。彼は勿論服罪した。

### サイモン委員會

ガンジー投獄中に國民會議派は分裂して、新にスワラジスト黨がパンデット・モチラル・ネール（父

ネール）とチック・ランジョン・ダスによつて誕生した。彼等は議會主義によつて、合法的な自治を獲得しようとしたのであつた。ガンジーは病氣のため刑期未了のまゝ釋放された。が、ガンジーとスワラジスト黨との対立は、一九三四年十一月のガンジー・ダス協定まで續けられた。これは謂はゞガンジーの屈伏であつた。そして國民會議はダスの牛耳る所となつたが、聖者としてのガンジーの名聲はダスの勢力を遙かに凌駕してゐたことは言ふまでもなかつた。翌一九二五年六月ダスの死によつて、父ネールが新黨首として登場した。

回教徒聯盟は英國の傀儡アガ・カンの指揮によつて、まつたく國民會議派から分離してしまひ、更にヒンズー教擁護を目的として自ら正統派を名のるヒンズー・マハサバ（一九二三年）の組織も見た。印度の民族運動は表面から見れば、まつたく沈潜したかのやうであつた。

さうして、英國はこの形勢の中に、一九二九年のモン・フォード改革案の期限（十年間）を目睫に控へて、印度の憲法を改正すべき法制委員會として、ジョン・サイモン委員會を任命した（一九二七年）。印度統治の死活の鍵をにぎる委員會に、一人の印度人も入つてゐないことは、當然の結果として印度人の憤激を買ふに充分であつた。

彼等はぢかに印度へ渡つて、詳しく述べての實狀を調査する必要があつた。印度の政治は、レ

チング總督（一九二一年——一九二六年）からアーウィン總督へと移行してゐた。

月曜日には政府の標語は「改革と責任ある自治」である。オリヴァ・トウキストのやうに印度人はすぐさまそれ以上を要求し、しかも彼等の要求は驚くほど執拗となり、政府は神經質になつて斷固たる態度をとる。火曜日にはダイヤのやうな將軍がムガール族と手柄を争ひ、抑壓的な法令が通過し、監獄は満員になる。水曜日には政府は良心の呵責を感じ、グラッドストンが一八八二年に言つたことや、なんのために世界大戰が闘はれたかを思ひ出して「寛大な身振り」をする。ところがこれに對する民衆の反應がきはめて冷淡なので木曜日には人身保護令を停止して、裁判もしないで數千の嫌疑者を投獄することが必要になる。その週の終りには政府を含めて、みんながいくぶん混亂してくる。

（ハクスレー「笑ふ海賊」）

サイモン委員會は行く先々で散々な目に合つた。ヒンズー教徒も回教徒も、全印度人の憤怒が彼等の行程を喪失の街で送らせたのである。停車場にも、街頭にも黒旗が並び、「サイモンよ歸れ」

「委員會をやつつけろ」等といふスローガンが貼り出された。

一九二八年、十二月——かういふ不穏な情勢の裡に、父ネールが新議長となつてその年の國民會議がカルカッタで開催された。これは暗合であつたかも知れないが、サイモン委員會の視察日と新議長の到着する日とが一致した。そしてカルカッタでは、幾十萬人の人々が新議長の通過する大通りに參集し、停車場や街道や十字路は旗や花々で美しく飾られ、いたる所にアーチが立ち並んでゐた。父ネールの特別列車が驛に到着した時には、歡迎の叫びが天にこだまし、婦人たちの投げる花はプラットフォームを埋めた。

それから數時間のち、サイモン委員會が乗りこんで來た時には、カルカッタ全市はさながら廢墟の觀を呈してゐた。すべての裝飾はとり除けられ、その代りに黒旗が彼等を歡迎したのであつた。

そしてカルカッタの大會はガンジーの司會の下に、英國政府が印度に對し一九二九年十二月三十一日までに、自治領たる地位を與へないならば、非協同運動を展開するといふ決議を可決した。

### 獨立宣言と圓卓會議

サイモン委員會ボイコットを契機として民族獨立運動は著しく若返つた。それは實質的にも青年

層が主な動力となつたのであつた。若い志士ジャラハルラル・ネールとスバス・チャンドラ・ボースとは「獨立聯盟」を組織して、廣く青年層の支持をうけてゐた。若い女學生や妙齡の婦女子が獨立運動に參加した——凡そ過去の印度では考へられない大きな變化があつた。

一九二九年、十二月。前年のカルカッタ大會の議長父ネールの子、ジャラハルラル・ネールが新議長として颯爽と登壇したラホール大會こそ、英國政府側の應答期限の満了を待つ歴史的な瞬間であつた。この大會は、「スワラジ<sup>パンディマトウム</sup>（自治）を爾後、『完全なる獨立』と定義する」といふ決議を、三十一日午前零時「母國萬歳」を絶叫しつゝ可決した。

「吾人は他のありとあらゆる國民と同じく、自由を有し、勤勞の成果を享受し、生活の必需品を得て生長發展すべきことが、印度民衆の神聖にして犯すべからざる權利なりと信す。吾人はまた如何なる政府にせよ、かゝる權利を民衆より剝奪し彼等を虐遇するならば、民衆はその政府を變革し廢止すべき權利を有するものと信す。英國政府は印度民衆より自由を剝奪せるのみならず、その基礎を大衆の搾取に置き、印度を經濟的、政治的、文化的および精神的に潰滅せしめた。故に吾人は、印度が英國との關聯を切斷し、ブルナ・スワラジ——即ち完全なる獨立を獲得すべきは當然なりと信す。……（後略）」

といふ獨立宣言が若いネール議長によつて読み上げられ、印度獨立旗が高々と掲げられた。そして不服従運動が開始された。ガンジーは大衆課税である鹽稅不拂のため、自ら禁制の製鹽を実行することを聲明した。四月十二日、七十九名の選拔議勇隊に護衛された彼は、ダンテ海岸に到着して鹽を製造した。全國がこれに倣つて鹽稅を無視した。政府は遂に五月五日ガンジーを逮捕し、そして國民會議派を非合法團體と見做し嵐のやうな彈壓が下された。しかし非暴力無抵抗主義者にいかなる彈壓も刑罰も無効であつた。三度び反英抗争は全印度に瀰漫した。

印度獨立旗が、夜半、警察署の國旗掲揚柱にひるがへつて、署長を狼狽させた。マドラスの高等法院の英國旗はいつの間には印度獨立旗にすり代へられてゐた。官立大學の看板は幾度となく「國民會議派大學」と書き改められてゐた。

國民會議派の議長は次々と投獄された。が、ガンジーは前任者が次の議長を指名するといふ對策を樹てた。それからは議長は無限であつた。何人の議長を失つても、次の議長はいつも指名されてゐた。そして屢々婦人の議長さへも……。言ふまでもなく、事務所を設けることは嚴禁されてゐた。にも拘らず國民會議派は堂々と事務所をもつた。それも一つや二つではなく、ある町では、朝、警察署へ飛びこんだ報告によれば、全町一軒のこらず玄關に事務所の看板がかゝつてゐた。このやうな

戰術では、いかに警官が多くとも、家宅捜索はおろか看板を外して歩くだけが勢一ぱいであつたと言ふ。だが、彈壓はますます苛烈となつた。

一九三〇年、サイモン委員會の報告によつて、英印圓卓會議がロンドンで開催された。が、これはムhammad・アリの有名な演説（十一月十九日）「神の支配する世界に於ては、我々は第一に回教徒であり、第二に回教徒であり、第三に回教徒であり、回教徒以外の何者でもない。しかし乍らこと印度に關する限り、我々は第一に印度人であり、第二に印度人であり、第三に印度人であり、印度人以外の何者でもない」を唯一の收穫としなければならない有様であつた。

そこで印度總督アーウィンは、圓卓會議にガンジーを除外することの不可能を知つて、國民會議派との妥協を計つた。これがガンジー・アーウィンのデリー協定であつた。かくて、急進派の不満のうちにガンジーは停戦を命じ、山羊をつれて訪英の途についたが、この第二回圓卓會議（一九三一年九月）も、殆んど無言のガンジーであつて、結論は何一つひき出せなかつた。歸印したガンジイは再開された反英抗争のためにまたもや投獄された。

第三回圓卓會議は一九三二年に開催されたが、この席上で印度統治法と呼ぶ新憲法の骨子が決定されたことは、注目に値する。

## 第二次世界大戦

一九三五年の「印度統治法」即ち「新憲法」ほど長い年月をかけた法令は恐らく稀有であらう。それはモーレー・ミント案から發足しモン・フォード改革案、サイモン委員會、屢次の圓卓會議を経て發布されるに至つた英國支配の「傑作」である。そこにはあらゆる自由な印度の出現を頓挫させるべき巧妙な工作が用意されてあつた。新憲法は、一、印度聯邦の組織、二、英領印度各州の自治（責任内閣の樹立）、三、ビルマの分離——から成つてゐる。こゝにその内容を詳述する餘白を持たないことを遺憾とするが、之を要するに如何なる手段をもつてしても絶對多數黨の出現を見ないのが聯邦制度の鍵であり、責任内閣の自治といへども英人知事の權利は毫も毀損されないのが州自治の正體であり、ビルマが印度の米倉であり、石油その他の供給地である以上、ビルマを直轄地として押へることは同時に印度の死命を制することであると等に想到するならば、この「傑作」の鑑賞としては蓋し充分なものであらう。

そして新憲法による總選舉が、リンリスゴー總督の治下で一九三七年二月に行はれた。國民會議派はネールその他急進派の反対を押し切つて、州議會の獲得を目標として選舉の幕を切つた。結果

は會議派の壓倒的な大勝であつた。のみならず、絕對多數の州を七州も獲得することに成功した。しかし、彼等自身も、この合法舞臺による活躍に大した期待をいだたいてゐなかつたので、殆んど第二流の人材をもつて七州の内閣を組織させたのであつた。とはいへ、獨立運動史上、これは劃期的な成功であつた。曾て想像もできなかつた國民會議派内閣がともあれ成立したのであつたから。

世界情勢は、東に日支事變あり、西にドイツのズデーデン問題あり、漸く動亂の兆が現れてゐた。かういふ時代に、國民會議派の新議長として當選したのがスバス・チャンドラ・ボースであつた。彼はもつとも急進派で、特に青年層の壓倒的な支持をうけてゐた。が、ガンジー一派とボースの對立は一九三九年トリブリ大會でボースの再選を契機として燃燒した。そして會議派はまたも分裂しなければならなかつた。即ち、ガンジー派の常任委員の連袂辭職によつて、ボースは執行機關を失ひ、議長の席をプラサドに譲つて下野した。ボースはフォワード・プロツク（前衛黨）を組織して國家社會主義の立場を明瞭にした。

一九三九年九月三日、英國はドイツに宣戰布告をした。そして翌四日には、リンリスゴー印度總督も「印度も亦ドイツと交戰状態に入つた」と宣言し、ガンジーを招致して對英協力を要請するところがあつた。しかし、前大戰に苦汁をのまされた會議派は慎重であつた。彼等は九月十四日ガン

ジーの住むワルダ村落で運用委員會を開き、十月十日の全印委員會にはかつて、通牒を總督に手交した。右によれば、會議派は全體主義國家には反対する、しかしリンリスゴー總督の獨斷的な宣言は非難さるべきであり、且つ英國が眞に自由と民主主義擁護のために戰ふならば、先づ印度に自由を與へよ——といふのであつた。だが、英國の返答も僅かに、戰後印度の自治を考慮するといふ極り文句にすぎなかつた。そして、また反英抗争が始まつた。

會議派は七州の内閣の總辭職を決行して火蓋を切つた。英國政府は一九四〇年七月一日のボースの檢舉を皮切りに、カタザール黨の彈壓、前衛ブロックの大衆檢舉、ネールの捕縛（十一月）などによつて、これに報ひた。

#### 昭和十六年十二月八日

謹しみて誌す。昭和十六年（一九四一年）十二月八日、米英兩國を膺懲すべき宣戰の御詔勅は下つた。

英國植民地としての印度は、自然、わが國にとつては敵軍事基地であつた。そして印度の焦燥はひどかつた。リンリスゴー總督は急遽ネトル、ボース等を釋放し、印度の對日戰を有利に導かうと

した。が、印度は更に慎重であつた。

馬來半島や新嘉坡へ派遣されてゐた印度兵は米英兵の前衛となつて、時に皇軍に驅逐され、或ひは集團的投降をした。彼等はつねに同じ屬領でありながら、しかも一層勇敢な軍隊でありながら、濠洲兵以下の待遇しかうけてゐなかつた。そして、見る間に皇軍はビルマに進駐し、「ビルマ人のビルマ」が成らうとした。帝國議會では東條首相の「印度人の印度を建設するは今なり」といふ聲明が發せられた。

——印度は動搖せざるを得なかつた。

昭和十七年（一九四二年）二月十七日、印度國民大東亞代表ラス・ビハリ・ボースは次のやうな聲明を發した。

「印度の同胞よ、われら印度國民は國の内外に住するを問はず、印度人の印度たらむがため、又アジアの印度たらむがために、過去五十年間英國の壓迫と戰ひ、幾千人を犠牲とした。されど、武力なきわれわれは今日までそれを實現し得なかつたのである。現下、米英のアジア侵入打破と大東亞共榮圏とを目的とする大日本の聖戰は、正にこれわれらに絶好の機會を與へてゐる。印度國民同胞よ！ この天佑に乗じて、印度は英國に對して過去の凡てを清算すべし。同胞よ、スリー・クリシ

ユナより受けた無執着の努力と、佛陀より受けた無我の精神と、イスラム教のアラーの眞理および  
グル・ゴビンダ・シングの教、さらに聖雄が示しつゝある眞理の把握とに一丸となつて奮起せよ。

日本の皇軍によつて轉向せる印度兵は、印度人の印度たるため、アジアの印度たるため、既に香港

マレーに於て英勢力驅逐に奮戦しつゝあることにわれらは感激し、敢て同胞の奮起を待つ」

そして、あきらかに印度人の精神には對英的に怠業氣分が觀取されたのである。それは何より雄辯に物語る皇軍の比類ない大戰果の數々によつて、印度人の自覺が再現しはじめたのである。英國のおそれた事態が、全印度人の心の中に巣くひ始めたのだ。

### クリップスの訪印

英國は狼狽した。何よりも印度を懷柔することが急務であつた。そこで、英戰時内閣の智能と言はれたクリップスに訓令を與へて、空路印度へ派遣させた。クリップスは一九四一年（昭和十七年）三月二十二日、ニューデリーに到着、リンリスゴー印度總督、ウェーヴェル印度軍司令官と懇談のち、旬日に亘つて印度各派の領袖と會見、彼が携行した英國の提案を示した。

クリップスの提案の要點は次の如くであつた。

一、新しき印度聯邦は一自治領を構成し、英國の王冠に對する共同の忠誠によつて英本國および他の諸自治領と結合する。但し新自治領はあらゆる意味に於て、英本國または他の自治領と同等の地位に置かれ、内政外交に關し、如何なる點に於ても從屬的な立場におかれまい。

二、印度内の各州が新憲法を受諾せず、現行憲法による地位を維持せんとする權利を認め、かつ新憲法起草委員會が人種的ならびに宗教的の少數民族に對し保護を加へることを條件として英本國は新憲法を遙かに受諾するであらう。印度は新憲法において人種ならびに宗教上の少數民族保護のため一機關を設け、これに關し英本國との間に條約を締結する。

三、新憲法起草委員會は戰爭終熄後、新選舉による英領印度各州議會の全員を選舉人として選出され、王侯領もまたこれに代表を參加せしめる。

といふのであつた。既に見られる通り、何等目新しい提案ではなかつた。印度は獨立を欲してゐるのに、英國は現在の自治はおろか、相も變らぬ「戰後の自治許容」である。しかも勝てる見込のない戦ひであるのに……。

ガンジーを筆頭として、印度各派は一齊に反対した。もはや鰻香には乗らぬ印度であつた。そこでクリップスは印度防衛を主眼とする印度各派の主張をとつて、單なる「國防相」を印度人

から選出することを新しい評とした。折も折、わが海軍は長驅コロンボを衝いて、訪印中のクリップスの陣中見舞をかねたのであつた。

〔大本營發表〕 帝國海軍部隊は四月五日印度洋上英國最大の軍事據點コロンボ、その他を攻撃し同方面所在敵艦艇、船舶、航空兵力ならびに重要軍事施設に大損害を與へつゝあり

全印度の政黨が一つ残らずクリップスの案に反対を表明した。實質的指揮權をもたない國防相の椅子は、人形のやうに無表情でつゝかへされた。そして、クリップスは孤影悄然と、四月十三日カラチから空路歸英したのであつた。

### ワルダ會議と全印度の蹶起

クリップスを拒否した印度に残された道は反英闘争への邁進あるのみであつた。印度の獨立と英勢力の撤退をいかにして實現するか——誰しも印度人はこの問題を考へたことであらう。そして、遂ひに立つたのが老聖翁ガンジーであつた。彼はこの運動をもつて、自分の最後の運動であると言

つた。貫徹せざれば倒れて後やむであらうと語つた。

七月中旬のワルダ會議がこれであつた。そして、運用委員會の決議は直ちに印度總督あてに送られたが、これに對して印度總督參事會情報局談として「英印當局は國民會議派運用委員會の決議を反復熟讀したが、國民會議派の主張がどの程度まで英支配力の撤退を要求してゐるのか、決議文の内容け文意が極めて明瞭を缺いており、その眞意が奈邊にあるのか甚だ諒解に苦しむ」と故意に冷淡を裝つた發表をした。一方、運用委員會は十月の大會を待つことなく、八月七日から緊急全印大會をボンベイに開催することに決定したのは、いかに事態が急迫してゐるかを示すものであつた。そして八月七日の全印大會は、アザット議長の莊重な開會の辭に引つゞいて、ガンジーの斷乎たる決意を示す演舌が行はれた。その要旨は次の如くである。(リスボン八月七日發特電)

「英權力は即時印度から撤退せしめねばならぬ。もしそれが實現しなければ、直ちに非軍事不服從運動を展開するであらう。今度の反英闘争こそは、余の生涯を通じて最大のものとならう。そのため余が斷食を斷行しつひに死にいたるとも本委員會はこれを承認されむことを望む……既に會議派當局は、諸君が余の指令に従ふべきことを決議した。余の印度獨立に對する決意は、一九二〇年以來、いさゝかの變化もない。もしありとすれば、その決意が更に鞏固を加へたといふだけのことであ

ある……」

かくて、決議案は僅かに十三票の反対があつただけで、可決された。そして、人々はガンジーの指令を待つばかりであつた。が、突如、英印政府は九日朝、ガンジー、ネール、アザットの國民會議派三巨頭を逮捕し、ブーナのアガ・カン宮殿に監禁した。ガンジー夫人も拘引された。多くの領袖も次々と捕縛された。猛烈な弾壓が始まつたのである。そして弾壓がひどければひどいほど印度は強く立ち上るのである。

全印度は蹶起した。どこにも騒擾が起つた。ハルタルが商店街を死の街にし、工場のベルトは外され、鐵道の枕木が引きぬかれた。大衆的な烽起もあつた。そして印度の主要な都會には戒嚴令が布かれた。

外電は窮屈になつて、われわれの前になかなか眞相を傳へない。われわれはもはやその後の印度の状況を知るよすがないのである。が、これだけのことは言へる。

それはこのたびの反英抗争が、全印度の極めて組織的な蹶起であること、そしてこの最後の獨立運動が印度のアジア復歸を意味するであらうこと——である。そして、長い英國支配のための印度史の中斷がこゝに終りを告げて、新しい印度史の第一頁が清新に編纂されようとしてゐるのである。

印度人の印度、大東亜の印度が實現する日——著書も筆を洗つて、讀者諸賢と共に、新しい印度史の胎動を待たう。そして、祈らう、その甦へる日までのその期待が一日も短からんこと……。

(出文協承認)  
(ア70004)

昭和十七年十月廿八日印刷  
昭和十七年十一月三日發行(二、〇〇〇部)

印度五千年史

○ 定價二圓

著作者

山澤種樹

發行者

遠藤健二

印刷者

日出島眞

東京市牛込區築地町六

印刷所

(東東四〇四番)林印刷所

遠藤書店

東京市芝區新橋三丁目二番地

振替東京一〇九二三二番  
電話銀座一四七五番  
會員番號一〇四〇一六番

東京市神田區淡路町二ノ九六  
日本出版配給株式會社

配給元

發行所

遠藤

書

店

# 南方航海記

文學博士 佐藤清太郎著

(新刊) 價一・五〇、送二二

## 南方研究と解説

外地問題研究所長 守安新二郎著

## 大南洋の現實

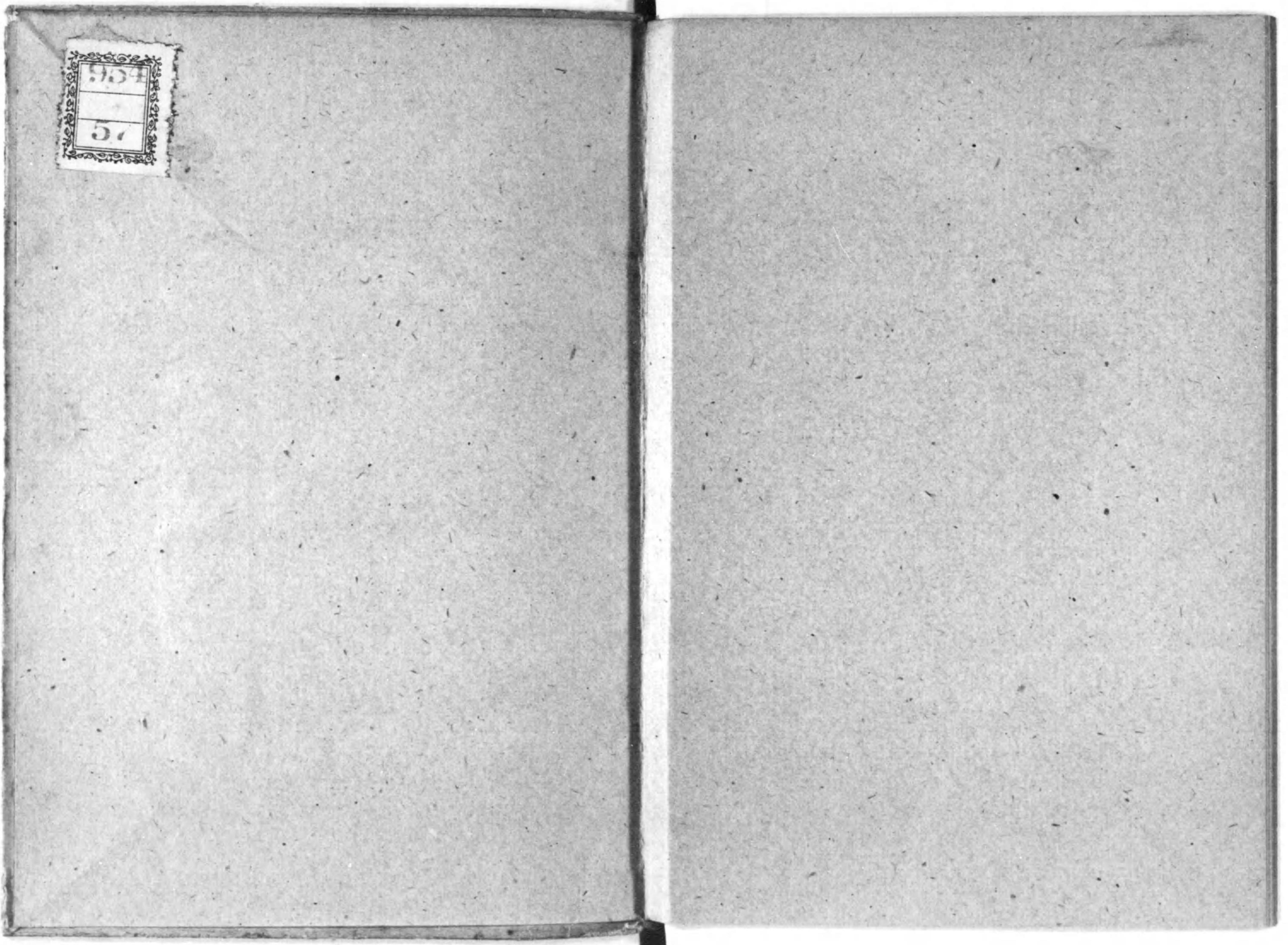
(新刊) 價一・八〇 送二二

でたつ化務方大  
あめき、でに東亞  
るに詳宗あ對のす  
。實細教る。る指  
的論華本正尊者  
(B) 知じ、問はなる  
六判 確者たる  
識を更題大認る吾  
三二〇頁) 興に、南識々々  
へん進遣現日本  
と建女の下本  
す設性經焦人  
る戰間濟眉の、  
も士題の、  
のに文急南

る解和特は大  
。目說にに驚東  
あるに詳宗あ對のす  
。實細教る。る指  
的論華本正尊者  
(B) 知じ、問はなる  
六判 確者たる  
識を更題大認る吾  
三二〇頁) 興に、南識々々  
へん進遣現日本  
と建女の下本  
す設性經焦人  
る戰間濟眉の、  
も士題の、  
のに文急南

遠藤書店編輯部編

遠藤書店編輯部編



終

定價 ￥2.00